

登録申請に必要な書類

提出部数（正本1部、副本1部）

書類名	様式	留意事項
登録申請書	別記様式第1号	申請書は、「セーフティネット住宅情報提供システム」により、登録事項を入力してください。
法律第9条第2項、施行規則第10条に規定する添付書類		
間取図	—	規模・設備の概要を表示
登録を受けようとする者が、法第11条第1項各号の欠格要件に該当しない者であること、登録を受けようとする住宅の構造が法第12条第1号に規定する基準に適合するものであることを誓約する書面	誓約書様式（Word） 誓約書別添様式（Excel）	【法第11条第1項】 1. 成年被後見人又は被保佐人 2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 3. 禁錮以上の刑又はこの法律の罰金の刑に処せられ、執行が終わった（執行を受けなくなった）日から起算して2年を経過しない者 4. 法第24条第1項又は第2項の規定による登録の取消日から起算して2年を経過しない者 5. 暴力団員等 6. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前1～5号のいずれかに該当するもの 7. 法人であって、その役員のうちに第1～5号までのいずれかに該当する者があるもの 8. 暴力団員等がその事業活動を支配する者 9. 建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人が前各号のいずれかに該当すること 1 1. 消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（ロに規定する規定を除く。）に違反しないものであること 1 2. 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること 1 3. 基本方針（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあっては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画）に照らして適切なものであること
地震に対する安全性が確認できる書類 （昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもの）	下記のいずれか イ. 建築士が行った耐震診断結果報告書 ロ. 既存住宅に係る住宅の品質の促進等に関する法律の建設住宅性能評価書 ハ. 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の保険契約締結書 ニ. その他耐震性に関する書類	